

令和5年度 教育・保育認定申請の案内及び 村田町保育所等入所申込案内



保育所とは

保護者が仕事や病気等の理由で家庭において保育できない場合に、保護者に代わって保育することを目的として設置された児童福祉施設です。

申込期間

令和4年**10月3日**（月）から**10月31日**（月）まで
（土・日・祝日を除きます）

申込場所

村田保育所 または 村田町役場子育て支援課

お問合せ先

子育て支援課 ☎ **0224-83-6405**

村 田 町

目 次

1. 教育・保育給付認定について……………	1
教育・保育給付認定 ⇒ 保育の必要性の認定を受けます ……	1
保育の必要量……………	2
保育標準時間・保育短時間と延長保育の関係……………	3
土曜日保育について……………	4
保育所等(2号・3号認定)の利用者負担(保育料・副食費)について……	4
町外保育施設等を希望する保護者の方……………	6
2. 保育所等へ入所するには……………	7
申し込みから入所決定までの流れ……………	7
提出書類について……………	8
入所できる期間……………	8
入所審査基準について……………	9
待機児童となった場合……………	11
申請書等の内容に変更があった場合……………	12
育児休業中の在園児の継続利用について……………	12
保育所等一覧……………	13

1. 教育・保育給付認定について



【教育・保育給付認定 ⇒ 保育の必要性の認定を受けます】

子ども子育て支援制度では、保育所・幼稚園等利用を希望する場合、住んでいる町へ『教育・保育給付認定申請書』を提出して、町がお子さん一人一人について保育を必要とする事由や保護者の就労状況に応じて「保育の必要性の認定」を行います。認定を受けるためには、『保育所入所申込書』とあわせて『教育・保育給付認定申請書』をご提出ください。後日、『支給認定証』を交付いたします。

【給付を受けるための3つの認定区分】

区分	年齢	就労形態の一例	保育の必要性	利用できる施設など
1号認定	3歳～5歳	父親 フルタイム 母親 専業主婦 (月48時間未満の就労)	なし	「施設型給付」 幼稚園 ※認定子ども園(幼稚園部分)
2号認定	3歳～5歳	父親 フルタイム 母親 フルタイム (月48時間以上の就労)	あり	「施設型給付」 保育所 ※認定子ども園(保育所部分)
3号認定	0歳～2歳	父親 フルタイム 母親 フルタイム (月48時間以上の就労)	あり	「施設型給付」 保育所 ※認定子ども園(保育所部分) 「地域型保育」 家庭的保育事業 ※小規模保育事業 等

※印は、現在村田町に無い施設です。

2号・3号認定

2号・3号認定申請する方は次のページのア・イ・ウを確認ください。



ア 保育を必要とする事由

①就労	保護者が月48時間以上の仕事をするにより、保育できない場合
②妊娠・出産	保護者が妊娠・出産により、保育ができない場合 ※入所期間は、産前産後各2か月以内の必要な期間のみ
③保護者の疾病・障がい	保護者が病気、負傷または心身に障がいがあるため、保育ができない場合
④親族の介護・看護	家族に長期にわたる病人や心身に障がいがある人がいるため、保護者が常時の看護・介護により、保育できない場合
⑤災害復旧	火災、風水害や地震等によりその居住等が損害を受けたため、復旧の間、保育ができない場合
⑥求職活動	保護者が求職活動をするにより、保育できない場合 ※求職活動による入所期間はおおむね3か月以内です。
⑦就学	保護者が就学することにより保育できない場合
⑧虐待やDV等により、児童の健全な成長が阻害されるおそれがある場合	
⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合 ※次年度に小学校入学を控えている児童、または、子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合は、待機児童がいない場合に限り継続利用が認められることがあります。	
⑩その他、上記に類する状態として町長が認める場合	

イ 保育の利用時間について

【保育の必要量】

⇒就労等の事由で保育を利用する場合、次のいずれかの利用時間となります。また、支給認定の「保育標準時間」・「保育短時間」の利用時間は町で認定します。

①「保育標準時間」利用・・・保護者のフルタイム就労等を想定した利用時間

※保護者のいずれも1か月当たり実働120時間以上

例) 1日6時間、週5日勤務 等

②「保育短時間」利用・・・保護者の両方またはいずれかがパートタイム就労等（短時間就労等）を想定した利用時間（1日最長8時間の中で必要となる保育時間）

※保護者のいずれかが1か月当たり実働48時間以上

例) 1日3時間、週4日勤務 等

※ 保育の必要性の事由のうち、「就労」「就学」「親族の介護・看護」については、保護者の状況を書面にて確認し、保育の必要量の認定を行い、「妊娠・出産」「保護者の疾病、障がい」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」については、「保育標準時間」利用の認定とするものと定められています。また、「求職活動」「育児休業取得」については、その保育の必要性の実態を踏まえて、「保育短時間」利用の認定とします。

【保育標準時間・保育短時間と延長保育の関係】

保育の必要量により、利用可能時間が「保育標準時間」か「保育短時間」のどちらかに決まります。
また、「保育短時間」の認定を受けた方は利用可能時間を超える場合には、延長保育を利用することが出来ます。



＜例＞

【保育時間の区分】

[保育標準時間]

7:15

18:15

利用可能な時間 1 1 時間

[保育短時間]

7:15

8:00

16:00

18:15

延長保育

利用可能な時間 8 時間

延長保育

＜保育短時間に認定された保護者の方＞

就労時間や家庭の状況等によりやむを得ない事情で決められた保育時間内に送迎ができないと認められた場合は、延長保育時間内で延長保育を行います。

※ 入所当初に実施するならし保育期間中及び育児休業中の利用の方は、延長保育は利用できません。

※ 延長保育を利用した際は、保育料以外に、1時間当たり（1時間未満は1時間に切り上げ）100円の延長保育料がかかります。（※村田保育所以外は、入所する保育所等へご確認ください。）

ウ「優先利用」への該当の有無

① ～ ⑨に該当する場合は、保育利用の優先度が調整される場合があります。

- ② ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ④ 障がい児（者）がいる世帯
- ⑤ 多子世帯（未就学児が3人以上の世帯）
- ⑥ 保護者が保育士として勤務している又は勤務予定の場合
- ⑦ 兄弟が同時に入所を希望している場合
- ⑧ 家庭の災害の場合（火災・風水害等でその復旧にあたっている世帯）
- ⑨ 町長が特に調整の必要があると認める場合

【土曜日保育について】

- ① 土曜保育に登録できるお子さんは・・・
両親、同居している祖父母・家族全員が土曜日仕事のため保育が必要な場合のみ
- ② 登録申し込みは・・・
土曜保育登録申請書・土曜就労証明書（ご家族全員分）を提出
※登録制ですので、急な出勤や、私的要件（買い物・外出・習い事・学校行事等）でのお預かりはできません
- ③ 給食は・・・
平日保育同様に提供します

【保育所等(2号・3号認定)の利用者負担(保育料・副食費)について】

0歳児～2歳児クラス…保育料（副食費も含まれます）

- ◇ 給付対象施設の利用者負担（保育料）は、市町村民税の課税状況に応じて決定されます。
- 保育料は、父母の課税状況の合算に基づき【保育料徴収基準額表（5ページ）】算定します。
兄弟の人数により保育料が軽減される場合があります。
- 保護者（父母）の市町村民税額が非課税であり、祖父母等と同居している場合は、所得が高い同居者の市町村民税所得割額を算定の対象とします。
- 保育料の切り替え時期は、毎年9月になります。

例）令和5年4月から令和5年8月まで…令和4年度市町村民税により算定

令和5年9月から令和6年3月まで…令和5年度市町村民税により算定

4月から8月	9月から翌年3月
前年度の市町村民税所得割額に基づく算定	当年度の市町村民税所得割額に基づく算定

※保育料算定のため、毎年の確定申告又は年末調整を必ず行って下さい。

3歳児～5歳児クラス…副食費

- ◇ 幼児教育・保育の無償化により、保育料は無料です。
- 副食費（ごはん・おかず・おやつ）については、保護者の負担になります。

副食費 4,900円（月額）	
（内訳）ごはん代	400円
おかず・おやつ代	4,500円

※年収が360万円未満相当世帯のお子さん又は要件を満たす世帯の第3子以降のおさんは、おかず・おやつ代（4,500円/月額）が免除になり、ごはん代（400円/月額）のみの負担になります。

～保育料徴収基準額表（0歳児から2歳児クラス）～

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分		
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	0円	0円	
B	A階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税額の区分が右欄の区分に該当する世帯	非課税世帯	0円	0円
C1		均等割のみ課税世帯（ひとり親世帯等）	8,250円	8,150円
C2		均等割のみ課税世帯	17,500円	17,300円
		所得割課税額48,600円未満（ひとり親世帯等）	9,000円	9,000円
C3		所得割課税額48,600円未満	19,500円	19,300円
		所得割課税額60,700円未満（ひとり親世帯等）	9,000円	9,000円
C4		所得割課税額60,700円未満	22,000円	21,600円
		所得割課税額72,800円未満（ひとり親世帯等）	9,000円	9,000円
C5		所得割課税額72,800円未満	24,500円	24,100円
		所得割課税額77,101円未満（ひとり親世帯等）	9,000円	9,000円
C6		所得割課税額84,900円未満	27,500円	27,100円
		所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円
C7		所得割課税額115,000円未満	33,000円	32,400円
C8		所得割課税額133,000円未満	37,000円	36,400円
C9		所得割課税額151,000円未満	40,000円	39,400円
C10	所得割課税額169,000円未満	44,000円	43,400円	
C11	所得割課税額213,000円未満	50,000円	49,100円	
C12	所得割課税額257,000円未満	55,000円	54,100円	
C13	所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円	
C14	所得割課税額301,000円以上	75,000円	63,800円	

◎市町村民税所得割額は、父母の合算された額となります。また、父母が非課税で、同居している祖父母等がいる場合は、所得が高い同居者の市町村民税所得割額を合算します。

◎市町村民税所得割額は、規則に定める控除前（住宅控除等）の課税状況となります。

ひとり親世帯等の保育料軽減

○児童の属する世帯が次に掲げる世帯に該当し、階層区分がC1～C5の一部（所得割課税額77,101円未満）に認定された場合は、保育料が軽減されます。

(1) ひとり親世帯等

(2) 次に掲げる在宅障がい児（者）世帯

ア. 身体障がい者 イ. 知的障がい者 ウ. 精神障がい者 工. 障がい児（者）年金等受給者

(3) 納入義務者の申請に基づき生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

多子世帯の保育料軽減

○OCの各階層における同一世帯から2人以上の就学前児童が複数人同時に、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業を利用している場合において、2人目以降についての徴収金は次表第2欄により計算して得た額となります。

第1欄	第2欄
1人目	保育料徴収基準額表に定める額
2人目	当該児童の徴収基準額×0.5
3人目以降	0円

○均等割のみ課税～所得割課税額が57,700円未満の世帯で、生計を一にしている子どもの年齢が高い順に2人目の子どもの保育料は半額、3人目以降については無料になります。

○所得割課税額が77,101円未満の世帯で世帯員又は同一の世帯がひとり親世帯等の場合、2人目以降の子どもの保育料は無料になります。

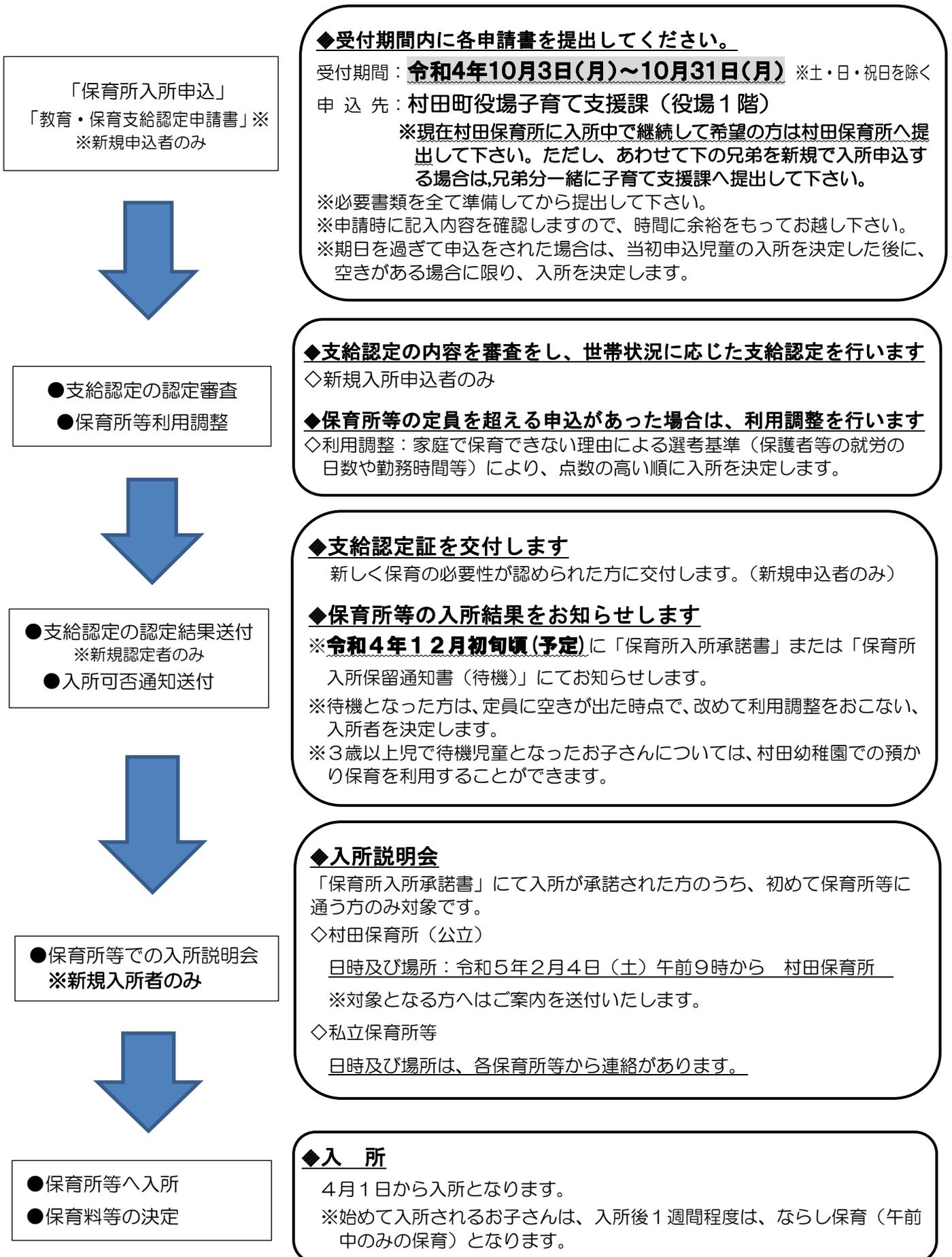
【町外保育所等を希望する保護者の方】

町外保育所等を希望する場合は、希望する施設の保育内容や認可保育所であるかなどを確認したうえで、お問合せ先までご相談ください。保護者・児童の状況を確認し、当町と所在する市町村が承諾したときに希望どおり利用可能となります。

2. 保育所等へ入所するには



【申し込みから入所決定までの流れ】



【提出書類について】

入所申込関係書類が入った封筒に、入所を希望する児童名等を記入し、必要書類を入れて提出してください。

- (1) 教育・保育給付認定申請書 ※新規入所申込者のみ提出
- (2) 保育所入所申込書
- (3) 保育所入所実態調査票 ※両面記入
- (4) 保育ができない状況を確認する書類



保育を必要とする事由		提出書類	該当者
就労	お勤めの方 自営業の方	就労証明書	父・母・同居の祖父母・ 親族※別世帯でも必要です (二世帯住宅も含まれます)
妊娠・出産	該当の方	母子手帳の写し(出産予定日が分かるページ)	母
保護者の疾病・障がい	該当の方	診断書・障害者手帳等の写し	父・母
親族の介護・看護	該当の方	診断書・障害者手帳等の写しなど	父・母 同居の祖父母・親族
求職活動	該当の方	求職活動等申告書	父・母 同居の祖父母・親族

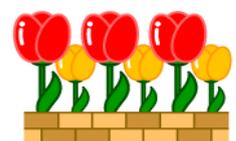
- (5) その他 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し(保護者・児童・同居家族で所持している方) ※保育料が減免になる場合があります

※(4)の提出書類について

- ① 同一世帯から2人以上の児童の申し込みをする場合は、1部だけの提出で構いません。最年長のお子さんの申込書に添付してください。
- ② お子さんが現在、保育所に入所中の方で、今年度内に、就労先や勤務内容等の変更に伴い、「就労証明書」を添付して、変更届を提出された方についても、翌年度申込分として、改めて「就労証明書」を提出して下さい。
- ③ 同居している70歳未満の家族(祖父母等別世帯・二世帯も含む)の方も、児童を保育できないことを証明する書類の添付が必要になります。

【入所できる期間】

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間で、保育の必要がある事由に該当する期間入所できます。ただし、保育の必要がある事由に該当しなくなった場合は退所となります。



【入所審査基準について】

入所児童を決定する際は、申込内容を審査したうえで、保護者の状況を下記の基本点数表及び調整点数表により合計点を算出し、点数の高い世帯から優先的に入所を決定します。

定員を超えた場合で、合計点数が同一の場合は、“同一点数時の順位表”により入所者を決定します。

(基本点数表)

類型		基本点数			
外勤の場合	1日7時間以上（休憩時間を除く。 以下同じ）	月20日以上	10		
		16～19日	9		
		15日以下	8		
	1日6時間以上7時間未満	月20日以上	9		
		16～19日	8		
		15日以下	7		
	1日5時間以上6時間未満	月20日以上	8		
		16～19日	7		
		15日以下	6		
	1日4時間以上5時間未満	月20日以上	7		
		16～19日	6		
		15日以下	5		
	1日4時間未満（1月の就労時間が48時間以上の者）の場合		4		
	採用予定者（就労証明書提出有）の場合は上記基本点数より2減点する				
家庭外労働	自営業及び農業の場合	本人・事業主	1日7時間以上	月20日以上	10
				16～19日	9
				15日以下	8
		1日6時間以上7時間未満	月20日以上	9	
			16～19日	8	
			15日以下	7	
		1日5時間以上6時間未満	月20日以上	8	
			16～19日	7	
			15日以下	6	
		1日4時間以上5時間未満	月20日以上	7	
			16～19日	6	
			15日以下	5	
		1日4時間未満（1月の就労時間が48時間以上の者）の場合		4	
		協力者	1日7時間以上	月20日以上	9
				16～19日	8
				15日以下	7
			1日6時間以上7時間未満	月20日以上	8
				16～19日	7
15日以下	6				

		協力者	1日5時間以上6時間未満	月20日以上	7			
				16~19日	6			
				15日以下	5			
			1日4時間以上5時間未満	月20日以上	5			
				16~19日	4			
				15日以下	3			
			1日4時間未満（1月の就労時間が48時間以上の者）の場合					2
			事業主が配偶者又は同居者以外の場合					-3
※上記の者で事業所が自宅内にある場合					-1			
居宅内労働	内職	1日7時間以上		月20日以上	7			
				16~19日	6			
				15日以下	5			
		1日6時間以上7時間未満		月20日以上	6			
				16~19日	5			
				15日以下	4			
		1日5時間以上6時間未満		月20日以上	5			
				16~19日	4			
				15日以下	3			
		1日4時間以上5時間未満		月20日以上	4			
				16~19日	3			
				15日以下	2			
通学その他	保護者が大学・専門学校・職能訓練学校等に1日8時間・週5日以上通学（在学証明有）の場合				10			
	保護者が大学・専門学校・職能訓練学校等に1日8時間・週5日未満通学（在学証明有）の場合				8			
	求職中での場合（ハローワーク等の証明）（3カ月を限度とする）				4			
保護者の健康状態	疾病	入院	疾病のための1カ月以上入院の場合（入院予定者含む）		10			
			居宅内	常時病臥の状態である場合		10		
		精神疾患である場合		10				
		一般療養の場合（比較的軽症で定期的通院治療および自宅療養の者）		5				
	障がい	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、養育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合				10		
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、養育手帳Bの交付を受けていて、保育が著しく困難な場合				8		
身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合				6				
介護・付添	入院	1カ月以上にわたり入院している者の付添の場合			9			
	通院	長期にわたり週3日以上通院している者の付添の場合			7			
	施設等付添	週3以上	心身障がい者通園通学（通園証明有）		7			
		週3未満	付添・介護（診断書有）の場合		5			
	居宅内付添	寝たきり老人・心身障がい者（重度）等の常時介護・付添の場合			8			
上記以外の介護・付添の場合			6					
出産	母が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産準備又は休養を要する場合				8			

(調整点数表)

		点数
世帯の状況	母子又は父子世帯の場合(死亡・離婚・別居・行方不明等(証明する書類要))	15
	家庭の災害の場合(火災・風水害等でその復旧にあっている世帯)	10
	生活保護世帯の場合(生活保護法による被保護世帯)	5
	保育士等として勤務している又は勤務する予定の場合	5
	その他緊急の場合(要保護児童の観点から福祉的支援を要する場合等)	5
	保育料又は副食費を正当な理由なく滞納している場合	-5
	多子世帯の場合(就学前児童が3人以上の世帯)	3
	障がい児(者)のいる世帯の場合	3
	保育所等に入所を希望する兄弟姉妹が同時に入所をできる場合又は入所を希望する保育所等に兄弟姉妹が入所している場合	3
	その他町長が特に調整の必要があると認める場合	3

(同一点数時の順位表)

順位	保護者の状況等
1	保護者の月当たりの平均勤務時間がより長い場合
2	基本点数が高い順の場合
3	保育料算定年度の市町村民税に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の合計額が低い世帯
4	待機期間が長い場合

(例) 基本点数 ⇒ 父：外勤1日9時間・月20日勤務… 10点
 母：外勤1日5時間・月16日勤務……………7点
 調整点数 ⇒ 兄弟2人入所希望……………3点

} 合計点数20点

【待機児童となった場合】

定員に空きが出た時点で、改めて利用調整をおこない、入所者を決定します。

3歳以上児のお子さんで待機児童となった場合は、村田幼稚園で実施する預かり保育を利用することができます。詳細については、「保育所入所保留通知書」に同封します。

なお、村田幼稚園の預かり保育を希望される場合は、村田幼稚園に在籍するため、村田保育所の待機児童とはなりません。

◇保育実施期間：月曜日～土曜日(日曜日・祝日は除く)

※年末年始を除きます

※土曜日・お盆期間は村田保育所でお預かりします

◇お預かり時間：午前8時30分から午後5時30分まで



【申請書等の内容に変更があった場合】

入所申込時の家庭状況に変更が生じた場合は、「支給認定変更届」及び「保育所入所に係る変更届」の提出が必要になりますので、すみやかに子育て支援課へ提出してください。

- ① 保護者・児童の住所や氏名・連絡先等が変わった
 - ② 世帯構成に変更があった（転入・転出・結婚・離婚・別居等）
 - ③ 保護者・世帯員の仕事が決まった又は辞めた ※
 - ④ 保護者・世帯員の仕事や勤務先で勤務時間又は就労日数が変わった ※
 - ⑤ 妊娠が分かり、産前産後休暇の取得日が決まった
 - ⑥ 母の出産後、育児休業の取得期間が決まった（育児休業中も継続してお子さんが入所希望の場合）
 - ⑦ その他、申込書に記入した内容等に変更があった時
- ※③・④・⑥の場合は、就労証明書を添付して下さい



【育児休業中の在園児の継続利用について】

保護者が安心して職場復帰できる環境を整えるため、現在、お子さんが保育所に入所中で、下のお子さんの出産により、育児休業を取得する場合、下記要件を全て満たす方は、育児休業期間中も継続利用ができます。

- ◇要件：①産前休業開始前から、就労を理由にお子さんが保育所に入所していること
- ②保護者が育児休業中も就労先の雇用契約が継続していて、出生したお子さんが満1歳になる時点で、育児休業終了後に、復職することが決まっている方
 - ② 取得する育児休業が「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」その他法令に基づくものであること
 - ③ 児童の福祉の観点（環境の変化に留意する為）から継続入所の必要があると認められる場合
- ◇利用できる期間：育児休業取得期間（原則、出産したお子さんの1歳の誕生日の月末まで）
※復職にあたり、出産したお子さんの保育所入所申込をした結果、入所保留（待機）となった場合は、最長で、出産したお子さんが1歳になる年の年度末まで延長できます。
- ◇その他：①出産したお子さんが1歳になる年度内に復職の意思がない場合は、継続利用できません。その場合は、産後休暇が終了する月の月末で退所となります。
- ②育児休業開始日までに、変更届と就労証明書を提出して下さい。育児休業期間によっては、継続入所ができない場合もあります。
- ◇利用について：①「短時間認定」（8時～16時までの利用）となります。
- ②延長保育、土曜日保育の利用はできません。



【保育所等一覧】

保育所

施設名	所在地		電話番号	受入月齢
	定員 3歳以上児 (2号認定)	定員 3歳未満児 (3号認定)	開所時間	
公立 村田保育所	村田町大字村田字北塩内14		0224-83-2406	10カ月～5歳児
	60	30	月～土 7:15～18:15	

※提供する給食は、アレルギー除去食も対応しています。

家庭的保育事業所

施設名	所在地		電話番号	受入月齢
	定員 3歳以上児 (2号認定)	定員 3歳未満児 (3号認定)	開所時間	
私立 保育ルームぽっかぽか	村田町大字村田字町南28		0224-83-5372	6カ月～2歳児
		3	月～土 7:30～18:30	

※家庭的保育者の自宅などで家庭的な雰囲気、少人数を対象にきめ細やかな保育を行います。

※給食の提供がありませんので、弁当持参となります。

【ご不明な点は下記までお問合せ下さい】
村田町子育て支援課 ☎ 0224-83-6405

